

# 行政機関及び独立行政法人等が 保有する個人情報管理状況の点検

<調査結果概要>

平成26年10月  
総務省行政管理局

# 1 点検の経緯等

## 1. 民間企業における個人情報の大量流出事案の経緯

- (株)ベネッセコーポレーションにおいて、同社のシステム開発・運用の委託を受けていた企業に従事する技術者経由で顧客情報約2,895万件が漏えい(7月9日公表)
- 経済産業省において、ベネッセに対して個人情報保護法に基づく勧告を行うとともに、安全管理措置の強化などを内容とする個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインの改訂案を公表(9月26日)

## 2. 事案発生を受けた総務省の対応

事案は民間企業に係るものではあるが、行政機関等においても個人情報を適切に管理することは重要であることを踏まえ、

- 総務大臣名で各行政機関に対し、個人情報の適切な管理の徹底を通知(保有個人情報へのアクセス制御、情報システム室等への入退室の管理、保有個人情報取扱業務を外部委託する場合の委託先における管理体制の確認等の事項を中心とした管理の徹底を通知)(7月24日)
- 各行政機関等に対し、保有個人情報の管理状況の点検を要請(8月8日)

## 3. 点検結果に係る報告事項

- データベース内の大量の個人情報が委託先企業に従事する技術者経由で漏えいしたという事案の状況を踏まえ、行政機関等が保有する個人情報の適切な管理に関して定めている指針(※)に定める事項を中心として、
  - ①情報システムにおける安全の確保
  - ②情報システム室等の安全管理
  - ③委託時の管理

(※)「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(平成16年9月14日総管情第84号総務省行政管理局長通知)、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知)

の3点について、行政機関及び独立行政法人等から点検結果の報告を受けた(調査対象:43行政機関、201独立行政法人等)。

## 2 点検結果と対応

### 1. 指針に定める事項に係る改善

- 点検事項のうち、現行指針に定める事項で、よりリスクが大きいと考えられる、本人の数が100万人以上の情報システムに係る下記の事項について、未実施のもの(2独立行政法人等(2情報システム))を全て確認したところ、今回の点検を契機として、全てにおいて改善措置を実施済み。(このほか、1行政機関及び1独立行政法人等(各1情報システム)については、点検時点で既に改善予定あり)。
  - ・ 情報システムに係るアクセス制御のための認証機能の設定(1独立行政法人等(1情報システム))
  - ・ 保有個人情報へのアクセス状況に係る記録の実施(2独立行政法人等(2情報システム)(注))

(注) うち1独立行政法人等(1情報システム)は、両事項に該当。
- 指針に定める事項で未実施のもの(上記を除く)については、行政機関及び独立行政法人等に対し、必要な改善を要請したところ。

### 2. 指針の見直しによる安全管理措置等の強化

- 先般、民間企業で発生したような大量漏えい事案の発生防止のため、指針に定める以外の事項について、また、指針に定める事項でも現行指針の記載内容では不十分であると考えられる事項については、年内を目途に指針の見直しを行う。
  - ※ 点検結果をパーソナルデータ研究会に報告し、指針見直しにあたって意見を聴取。
- 指針見直し後、行政機関及び独立行政法人等に対し、指針を参考に整備している個人情報管理規程の見直しを要請する。

### 3 点検の結果の概要

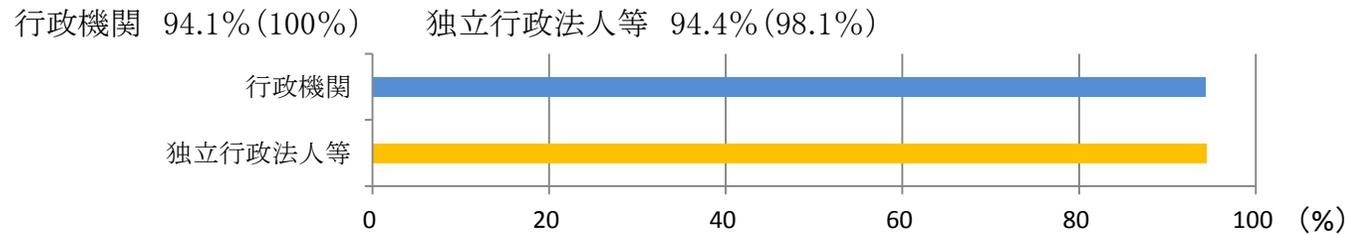
#### (1) 情報システムにおける安全の確保等

##### < 指針の内容と点検結果 >

指針では、情報システムで取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能(認証機能)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置等を講ずることとされている。点検結果によれば、  
■ 認証機能の設定等、指針に定める事項については、認証機能の設定割合は9割程度、パスワード等の管理の定め(注)の整備割合は8割程度である。

(注)パスワードの定期的変更に係る規定等

##### ① 情報システムへのアクセスについて認証機能を設定している割合



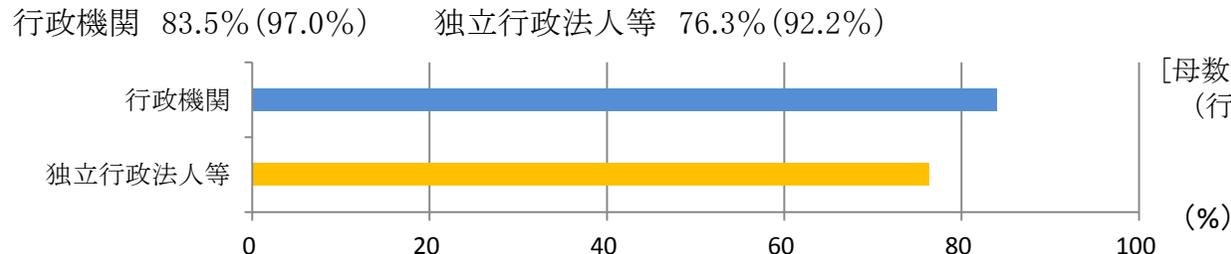
[母数: 情報システム数]  
(行政機関) 187 (独立行政法人等) 2,015

< 調査対象情報システム数 >

行政機関: 187  
独立行政法人等: 2,015

※本人の数が100万人以上の  
情報システム数  
行政機関: 33  
独立行政法人等: 52

##### ② 認証機能を設定しているもののうち、パスワード等の管理の定め(注)を整備している割合



[母数: 認証機能を設定している情報システム数]  
(行政機関) 176 (独立行政法人等) 1,902

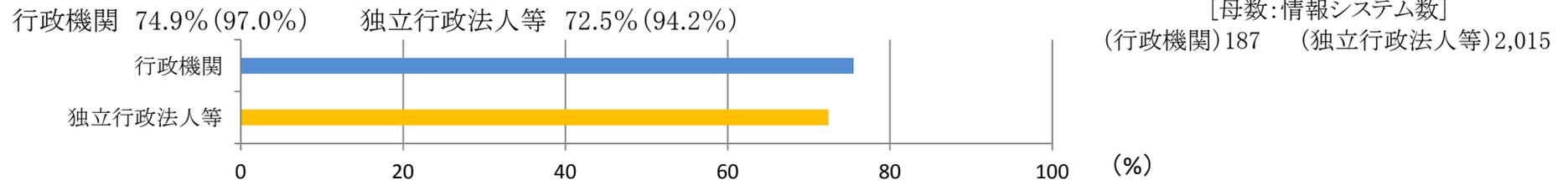
※ ( )内の割合は、調査結果のうち本人の数が100万人以上の情報システムに係る数値<参考値>(次頁において同じ)

## <指針の内容と点検結果>

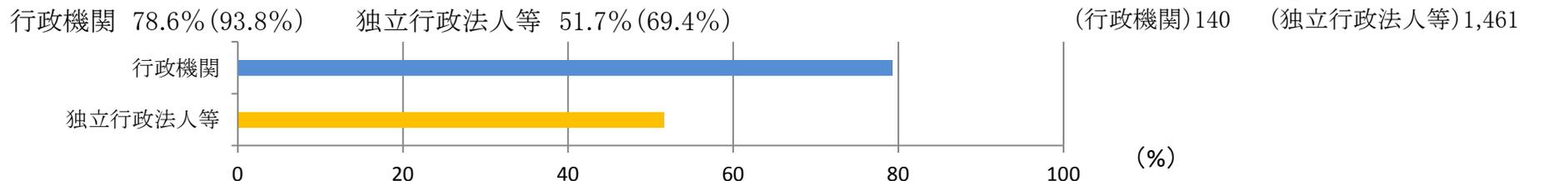
指針では、情報システムで取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、分析するために必要な措置を講ずることとされている。点検結果によれば、

- アクセス状況に係る記録、同記録の分析等、指針に定める事項については、実施割合が7～8割程度であり、一部事項については独立行政法人等の実施割合が5割程度である。
- また、指針に定める事項以外のものについては、一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる等の技術的措置等の実施割合は、行政機関で3割程度、独立行政法人等で2割程度である。

### ③アクセス状況に係る記録の実施割合



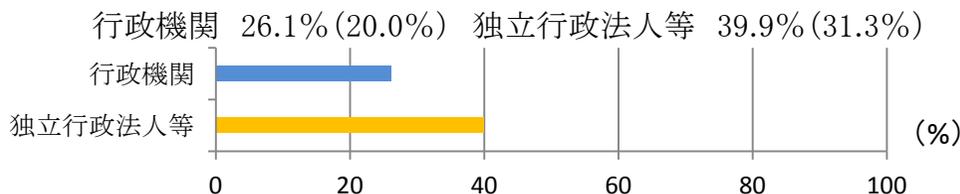
### ④アクセス状況に係る記録を実施しているもののうち、同記録の分析の実施割合



## <指針に定める事項以外の事項についての措置の実施状況>

[母数:外部電磁的記録媒体の使用を認めている情報システム数] (行政機関)134 (独立行政法人等)1,074

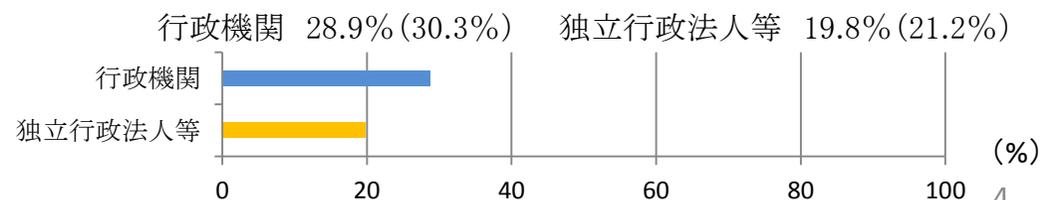
○府省庁・法人支給以外の外部電磁的記録媒体(注)を使用している割合



(注) 私物USBメモリ、デジタルカメラ、スマートフォン等。

[母数:情報システム数] (行政機関)187 (独立行政法人等)2,015

○一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる等の技術的措置の実施割合



<調査対象情報システム室等数>  
行政機関:237  
独立行政法人等:1,441

## (2) 情報システム室等の安全管理

### <指針の内容と点検結果>

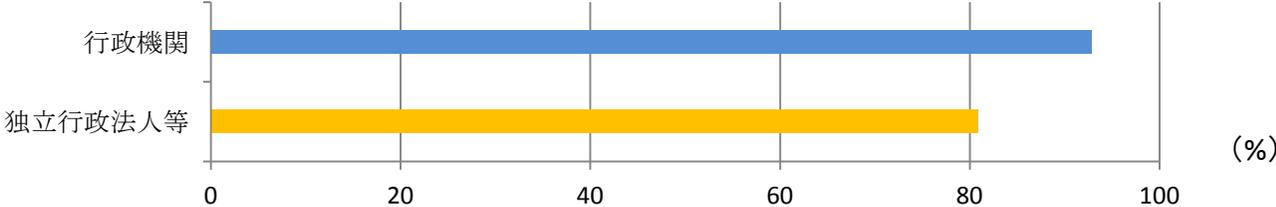
指針では、情報システム室等(注1)の安全管理に関し、情報システム室等に入室する権限を有する者を定めるなど、一定の措置を講ずることとされている。点検結果によれば、

- 情報システム室等に入室する権限を有する者を定めている割合は、行政機関で9割程度、独立行政法人等で8割程度である。
- また、入退室の際の措置として採用されている具体的対策のうち、指針に定める事項以外のもの(行政事務に関係しない機器(注2)の持込制限)の実施割合は、行政機関で5割程度、独立行政法人等で1割程度である。

(注1) 保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等。サーバ等が執務室に設置されているものも含む。 (注2) 私物スマートフォン等

### ○ 情報システム室等に入室する権限を有する者を定めている割合

行政機関 93.7% 独立行政法人等 80.9%

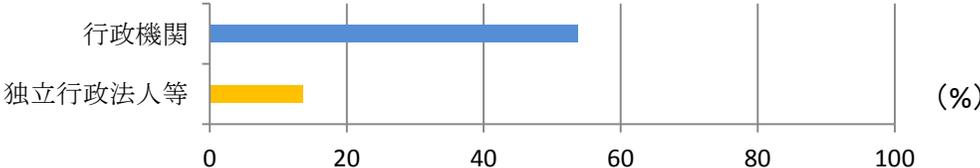


[母数:情報システム室等]  
(行政機関)237 (独立行政法人等)1,441

### <指針に定める事項以外の事項についての措置の実施状況>

#### ○ 行政事務に関係しない機器の持込制限の実施割合

行政機関 54.0% 独立行政法人等 13.6%



[母数:情報システム室等]  
(行政機関)237 (独立行政法人等)1,441

### (3) 保有個人情報の業務の委託等

<調査対象契約数>  
(委託)行政機関:215 独立行政法人等:1,101  
(派遣労働)行政機関:67 独立行政法人等:503

#### <指針の内容と点検結果>

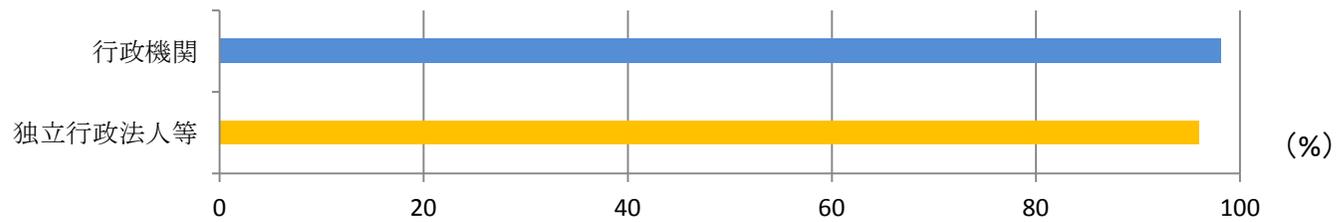
指針では、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合等には、契約書に秘密保持義務等を記載するなど一定の措置を講ずることとされている。点検結果によれば、

- 委託先・派遣労働者との契約書に秘密保持義務等の事項を記載している割合は9割程度である。
- 委託先の責任者等の管理体制等についての書面での確認の実施割合は、行政機関で8割程度、独立行政法人等で6割程度である。

#### ①委託先との契約書の記載事項:(例)秘密保持義務を記載している割合

行政機関 98.1% 独立行政法人等 96.0%

[母数:委託契約数]  
(行政機関)215 (独立行政法人等)1,101



#### ②外部委託先における管理体制等について書面で確認している割合

行政機関 78.6% 独立行政法人等 62.8%

[母数:委託契約数]  
(行政機関)215 (独立行政法人等)1,101

